



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会

第252回 (R7.12.26)

資料 1

令和8年度予算に関する「大臣折衝事項」について（報告）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度介護報酬改定について

- ◆ 12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 改定率について

- ◆ 改定率 + 2.03%

(内訳)

- 介護分野の職員の処遇改善 + 1.95%（令和8年6月施行）

- ・ 介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置

- ・ 上記の措置を実施するため、
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。

- 食費の基準費用額の引上げ + 0.09%（令和8年8月施行）

- ・ 1日当たり100円引上げ

※ 低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額30～60円引上げ。

2. 令和9年度介護報酬改定について

- ・ 介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。
- ・ 同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

基準費用額（食費）等について

- ◆ 基準費用額（食費）等については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、在宅で生活する者との公平性の観点から、大臣折衝事項に基づき以下のとおり見直しを行う。

1. 基準費用額（食費）について

- ・ 介護保険法において、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- ・ 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに基準費用額（食費）を1日当たり100円引き上げる。

2. 負担限度額について

- ・ 負担限度額（食費）については、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、利用者負担第3段階①の利用者は1日当たり30円、利用者負担第3段階②の利用者は1日当たり60円引き上げる（利用者負担第1段階及び第2段階は、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする）。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しを令和8年8月から、令和9年度にかけて実施。

3. 施行時期について

- ・ 令和8年8月とする。

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○食費に関連する介護報酬の見直し ○居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○中重度者への支援強化 ○介護予防、リハビリテーションの推進 ○地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○サービスの質の向上 ○医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○介護従事者的人材確保・処遇改善 ○医療との連携や認知症ケアの充実 ○効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○在宅サービスの充実と施設の重点化 ○自立支援型サービスの強化と重点化 ○医療と介護の連携・機能分担 ○介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○多様な人材の確保と生産性の向上 ○介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○介護人材の処遇改善 ○消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 補足給付 0.06% 〕
令和3年度改定	○感染症や災害への対応力強化 ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止の取組の推進 ○介護人材の確保・介護現場の革新 ○制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○介護人材の処遇改善(9千円相当)	1.13%
令和6年度改定	○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○自立支援・重度化防止に向けた対応 ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○制度の安定性・持続可能性の確保	1.59% 〔介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61%〕
令和8年度改定	○介護分野の職員の処遇改善 ・介護従事者に1万円相当。生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に0.7万円相当上乗せ。 ○食費の基準費用額の引上げ	2.03% 〔 処遇改善 1.95% 基準費用額(食費) 0.09% 〕

令和8年度改定による取得要件（案）の整理

社保審－介護給付費分科会

第250回 (R7.12.12)

資料 1

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
	・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）				
	・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分				
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

(※) 令和7年度補正予算案による生産性向上や協働化の取組（現時点の想定）

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

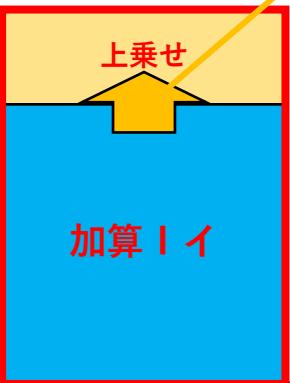
令和8年度改定のイメージ図

社保審－介護給付費分科会	資料 1
第250回 (R7.12.12)	

現行の処遇改善加算の対象サービス

介護職員分+介護従事者分（新）

加算Ⅰ口
(新設)



令和8年度特例要件
を満たし加算Ⅰ口・Ⅱ口へ

加算Ⅱ口
(新設)



令和8年度特例要件を満たし加算Ⅱ口へ
※キャリアパス要件I～IV及び職場環境等
要件の令和8年度中の対応の誓約。

加算Ⅲ

加算Ⅳ

令和8年度特例要件を満たした場合、
キャリアパス要件I～III及び職場環境等要件の
令和8年度中の対応の誓約により取得可能。

OR

取得なし

従来の要件

従来の要件（キャリアパス要件IV+職場環境
等要件の更なる取組）を満たし、加算Ⅱイへ。

新たに処遇改善加算の対象となるサービス
(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)

介護従事者分（新）

加算
(新設)

令和8年度特例要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件
(キャリアパス要件I・II及び職場環境等要件)
※ただし、令和8年度中の対応の誓約でも可。

OR

取得なし

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額

社保審－介護給付費分科会

第249回 (R7.12.3)

資料3

<令和7年度概況調査の結果>

		基準費用額 (月額)	令和7年度 介護事業経営概況調査			
			(令和6年度収支)		(償却方法 統一後)	
食費		43,928	合計	46,938		
居住費	多床室	特養 <small>(国庫補助金等相当額を勘案)</small>	27,816	合計	46,453	46,970
				減価償却費	34,333	34,850
		老健 医療院	13,285 (21,189)	光熱水費	12,120	12,120
		特養 <small>(国庫補助金等相当額を勘案)</small>	37,422	(R6家計調査)		
				合計	54,914	55,438
	従来型個室	特養 <small>(国庫補助金等相当額を勘案)</small>	52,531	減価償却費	34,718	35,242
		老健		光熱水費	20,196	20,196
		医療院	52,531	合計	47,207	48,901
				減価償却費	26,393	28,087
	ユニット型個室の多床室	老健		光熱水費	20,814	20,814
		医療院	52,531	合計	50,822	51,606
				減価償却費	34,035	34,819
	ユニット型個室	医療院		光熱水費	16,787	16,787
		ユニット型個室の多床室	52,531	合計	69,037	69,037
				減価償却費	47,061	47,061
			62,806	光熱水費	21,976	21,976

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。

<参考：令和5年度実調の結果>

		令和5年度 介護事業経営実態調査			
(令和4年度収支)			(償却方法 統一後)		
食費		合計	40,898		
居住費	多床室	特養	合計	46,970	47,264
			減価償却費	34,519	34,813
		老健 医療院	光熱水費	12,451	12,451
		特養 <small>(国庫補助金等相当額を勘案)</small>	(R4家計調査)		
			合計	57,985	58,286
	従来型個室	特養 <small>(国庫補助金等相当額を勘案)</small>	減価償却費	35,219	35,520
		老健	光熱水費	22,766	22,766
		老健	合計	47,345	48,655
		医療院	減価償却費	26,027	27,337
	ユニット型個室の多床室	老健	光熱水費	21,318	21,318
		医療院	合計	49,704	50,256
			減価償却費	33,707	34,259
	ユニット型個室	医療院	光熱水費	15,997	15,997
		ユニット型個室の多床室	合計	72,036	72,036
			減価償却費	46,567	46,567
			光熱水費	25,469	25,469

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めるとした。

注7 「償却方法統一後」の数値は建物の償却に旧定率法を採用している施設について、新定額法に置き換えた場合の数値である。

注8 多床室の老健医療院の()内の金額は、室料を徴収する場合の基準費用額である。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（現行）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

と負担する軽減所得の対象者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		要件なし 1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税		年金収入金額（※）+合計所得金額が80.9万円以下 650万円（1,650万円）以下
第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80.9万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下
第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
従来型 個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）	
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	
ユニット型個室的多床室			1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室			2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

と負担する軽減所得の対象者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		要件なし 1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税		年金収入金額（※）+合計所得金額が80.9万円以下 650万円（1,650万円）以下
第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が80.9万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下
第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
従来型 個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）	
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）	
ユニット型個室的多床室			1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
ユニット型個室			2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）

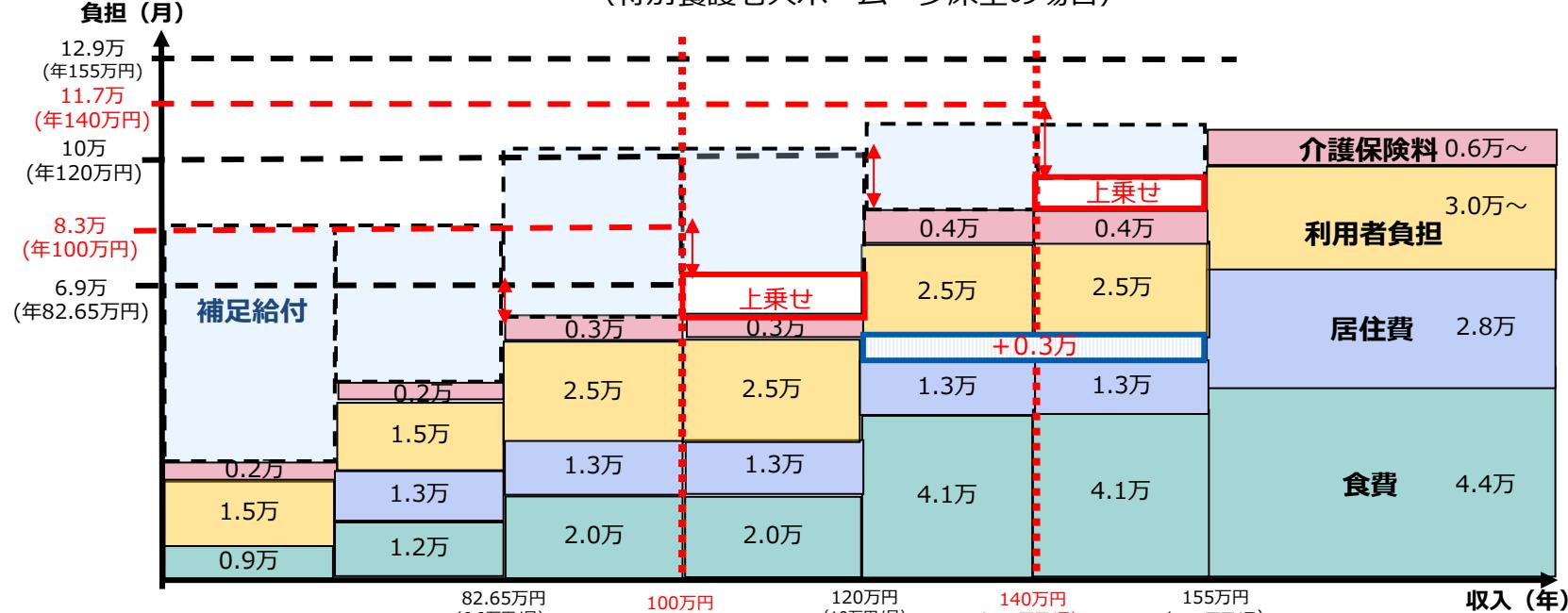
補足給付に関する給付の在り方

社会保障審議会 介護保険部会（第133回）	参考資料
令和7年12月25日	

- 能力に応じた負担とする観点から精緻化し、所得段階間の均衡を図る観点から、第3段階①及び第3段階②を更に2つに分けた上で、「第3段階①イ」、「第3段階②ア」「第3段階②イ」の負担限度額を引き上げ、各段階の負担の公平化を図ることとする。
- 見直しに当たっては、各段階の年金収入等と食費・居住費、利用者負担等との差額の差の均衡を図る範囲で負担限度額を引き上げる。
- 具体的には、令和8年8月から、「第3段階②（年金収入等120万円超）」の居住費の負担限度額を月0.3万円引き上げる（下図の青枠）。令和9年度中に、所得段階の設定を精緻化し、「第3段階①イ（年金収入等100万円超120万円以下）」及び「第3段階②イ（年金収入等140万円超）」の所得段階について、負担限度額を引き上げる（下図の赤枠）。

※ 上記の給付と負担の見直しのほか、令和8年8月から、基準費用額（食費）を1日当たり100円引き上げることに伴い、食費の負担限度額について、第3段階①は1日当たり30円、第3段階②は1日当たり60円の引き上げを予定。（第1段階及び第2段階は、負担限度額を据え置き。）

【食費・居住費等と年金収入等との関係性】
負担（月）



補足給付段階 (見直し案)

第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老人福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階①ア 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超100万円以下	第3段階①イ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等100万円超120万円以下	第3段階②ア 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超140万円以下	第3段階②イ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等140万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
---------------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	----------------------------------------	-----------------------------------

○ 医療保険料：R6.7全国平均の被保険者均等割額50,389円/年に、低所得者の均等割7割軽減を乗じ、1,260円/月。153万円以上からは更に所得割が加算される（153万円を超えた額の10.21%）

○ 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）

※ 第2段階の合算上限額は19万円/年、介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）

○ 生活費：令和4年介護サービス施設・事業所調査における理美容費、教養娯楽費、洗濯費、預かり金の管理費等の合計20,181円/月